

無線システム普及支援事業の概要 (デジタル混信対策事業)

1. 目 的

本事業は、地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業の一つとして平成20年度に創設されたもので、異なる2以上の電波により地上デジタルテレビジョン放送の受信に生じる障害に対し対策を講ずるとともに、地上デジタルテレビジョン放送を良好に受信可能な地域の拡大を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

他の電波からの混信のために、地上デジタルテレビジョン放送を良好に視聴できない場合に、これを解消することを目的として補完的な中継局を置局する者又は有線共聴施設を設置する者等に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

ア 事業主体：放送事業者又は公益法人

イ 補助対象：中継局施設(局舎、鉄塔、放送機、送受信空中線等)

有線共聴施設(受信点設備、有線伝送路、中継増幅装置等)

ウ 補 助 率：1/2

3. イメージ図

